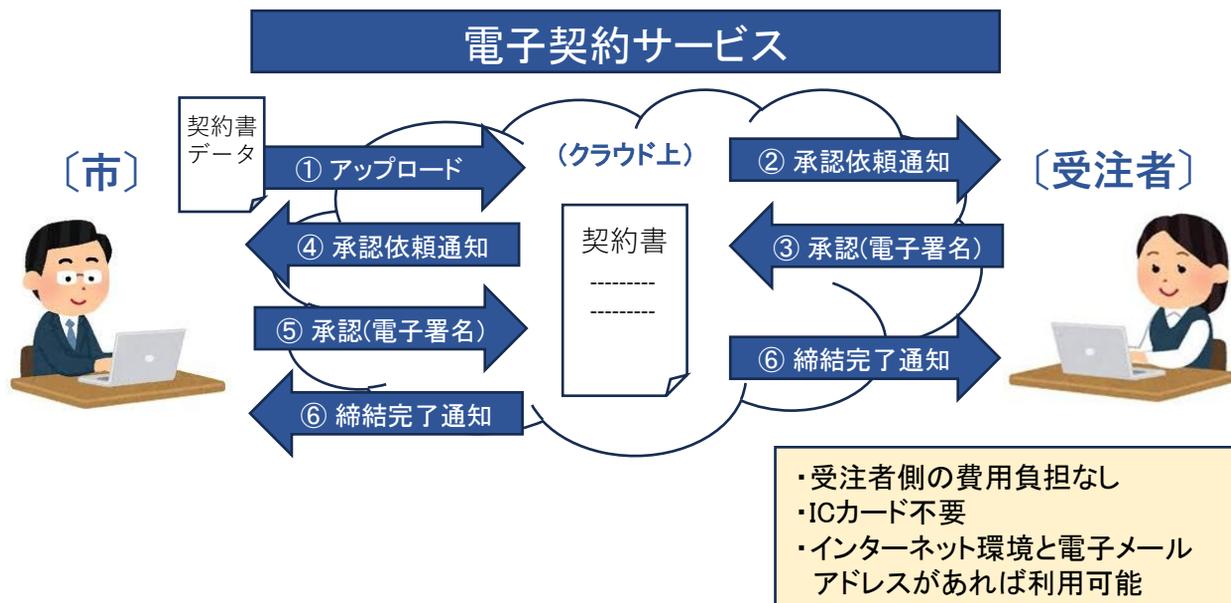


○電子契約とは？

従来の紙による契約書に記名、押印する方法に代えて、契約書データに電子署名を付与することで法的に有効な契約書とする契約方法です。



○電子契約の特徴（電子契約導入の効果）

コストの削減

- ◆ 契約書の交付・受取が不要
- ◆ 収入印紙が不要
- ◆ 書類の保管場所が不要

事務の効率化

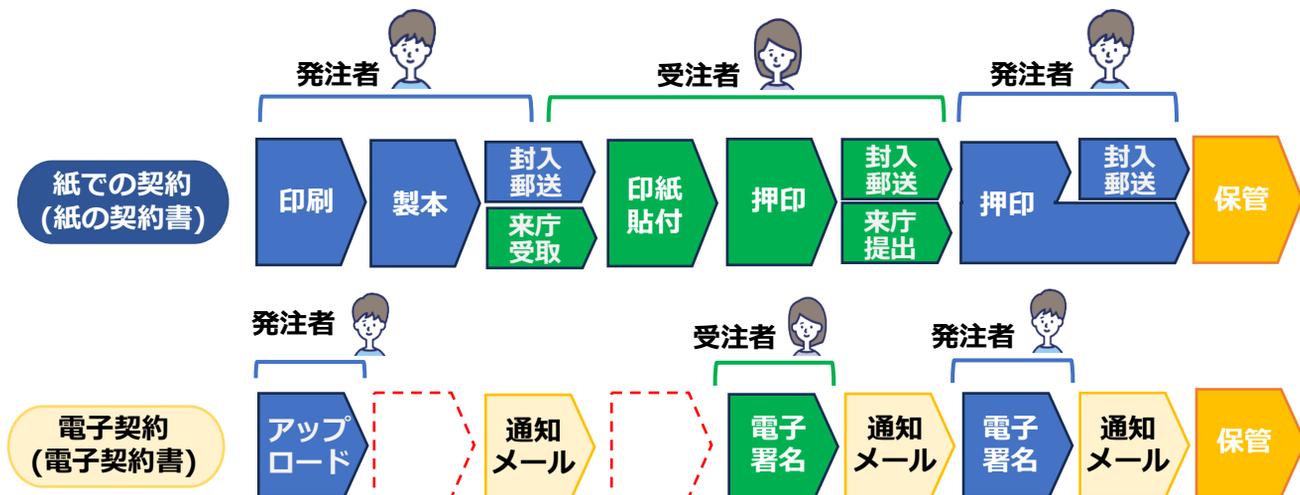
- ◆ インターネット上で契約の署名手続きが完了するので、契約締結に要する日数が大幅に短縮

	紙の契約	電子契約
形式	紙の書面	電子データ (PDF)
押印	印鑑 or サイン	電子署名
送付	郵送・持参	インターネット
保管	書棚	サーバー
印紙	必要	不要※
証拠力	あり	あり

※国税庁からの見解では、電子契約を含む電磁的記録は印紙税の課税の対象となる文書には該当しない旨が示されています。

○電子契約の流れ

電子契約の流れは次のフローのとおりですが、従来の紙形式の契約と比較して、発注者・受注者とも事務が大幅に減少します。



○よくある質問

質問	回答
必ず電子契約で契約を締結しなければいけないのですか。	電子契約の対象となるものについては、あらかじめ入札公告、指名通知、見積通知等に記載しますが、受注者が紙での契約締結を希望する場合は、これまでと同様に紙での契約締結となります。
受注者は電子契約を行うに当たり、費用が発生するのでしょうか。	電子契約サービスの利用に際して、受注者の費用負担はありません。
受注者は電子契約を行うに当たり、パソコン・スマートフォン等にソフトをインストールする必要はありますか。	電子契約サービスの利用に際して、パソコン・スマートフォン等の事前設定は不要です。インターネット環境及び電子メールアドレスがあれば利用出来ます。
電子契約書には収入印紙は必要ないということでしょうか。	電子契約書には課税されませんので、電子契約で締結した場合は、収入印紙は不要です。
電子契約を締結後、その案件に対して契約変更を行う場合は、どのようにするのでしょうか？	当初契約を電子契約により締結した案件の変更契約については、特に申し出のない限り、変更契約も電子契約での締結となります。締結方法については、当初契約と同様のフローとなります。
締結済みの電子契約書を紛失した場合、再発行はできますか？	両者の電子署名が完了すると、「電子署名完了のお知らせ」メールが届きます。記載されているURLから締結済みの電子契約書データが何回でもダウンロードが可能です。なお、ダウンロードできる有効期限は14日間です。この期間に忘れずにダウンロードを行ってください。14日を経過した場合は、発注者へお問い合わせください。